

## ■ レピータ関係 規程・規約を一部改正 ■

令和5年10月1日

(一社)日本アマチュア無線連盟

総務省は本年3月22日付け官報号外で、いわゆる「アマチュア無線の制度改革」に関連した電波法施行規則等の一部を改正する省令や関係告示などを公布しました。この中でレピータ関係の規定も一部改正され即日施行されました。そのため、ワイヤレスネットワーク委員会では、連盟のレピータ関係規程・規約等を法令等に合わすべく改正の検討をし、理事会に提案をしました。

このたび、9月30日・10月1日開催の第69回理事会において、ワイヤレスネットワーク委員会から提出されたレピータに関する規程・規約等の一部改正案の審議が行われ、10月1日付けで改正され即日施行されました。

レピータ局の一体運用については、従来は2局までとされていましたが、今回の改正により「必要最小限」とされ、具体的な局数が削除されました。ただし、レピータ局の接続については、特定のレピータを起動するものという条件が付されています。

また、デジタルレピータの同一周波数帯での同時送信周波数も、アシスト局設置の場合は4波まで、それ以外は3波までとされていた制限が撤廃されました（従来の1200DDと1200DVやハムフェア臨時局の430DV 2波はその規定により運用しています）。

そのため、ワイヤレスネットワーク委員会では、この規制撤廃に対応してのJARL諸規定の改正を検討しました。ただし、レピータ局（リモコン局、アシスト局を含みます。以下同じ）は、電波法令によりJARLが免許人となって開設しておりますので、規制が無くなったからといって、むやみに何局も接続を認めることは適当で無いとの結論に達し、今回の改正に至ったものです。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 レピータ局の一体運用は当面の間、「5局まで」とし、それを超える接続を希望する場合は、多数接続の申請をしていただき、その内容を委員会で検討の上、妥当であれば承認しますので、その上で運用していただくこととします。
- 2 デジタルレピータ局の同一周波数帯での同時送信周波数の制限についてはJARLの規定も削除しました。ただし、同時送信周波数を増やすことは新たな送信装置の追加（レピータ局の増設）となりますので、新たに要望書を提出していただき、委員会において審査することとなります。また、現在市販されているレピータ装置は4局までしか接続

することはできません。

- レピータ局の一体運用は当面の間5局までは、申請無しに（公衆網接続の届出は必要です）認め、それ以上は承認を要するとしましたが、これは平常時での運用を定めたもので、非常災害時等は当然のことながら必要数が必要最小限と考えますので、事前（困難な場合は事後速やか）に事務局へ報告の上、運用していただく方針です。

新しい規程・規約等は[こちら](#)をご覧ください。